# 宮崎市文化財課会計年度任用職員(発掘作業員・整理作業員)登録申込み案内 この申込み案内は、短期間のお仕事のご案内です。

宮崎市文化財課では、会計年度任用職員として勤務していただける方を募集しています。この制度は、あらかじめ会計年度任用職員(発掘作業員・整理作業員)候補者として登録していただき、必要に応じて登録者の中から文化財課において選考し、会計年度任用職員(発掘作業員・整理作業員)として任用するものです。そのため、登録を行っても必ずしも任用されるものではありませんのでご了承ください。

### 1. 申込み方法

「会計年度任用職員(発掘作業員・整理作業員)登録申込書」に必要事項を記入し、写真を貼付の上、「11.申込書提出先及びお問合せ」に記載のある提出先に<u>郵送</u>で提出してください。なお、登録申込書に不備があった場合は申込みを受け付けることができません。受け付けられなかった場合、面接の連絡ができませんので、提出前に再度記入内容をご確認ください。

※登録申込書は宮崎市のホームページに掲載されておりますので、各自印刷し、必要事項を記入の上、郵送してください(直接持参での申込みをお断りいたします)。

宮崎市 〉 宮崎市のホームページ 〉 サイト内検索に「埋蔵文化財」と入力



# 宮崎市文化財課会計年度任用職員(発掘作業員・整理作業員)登録申込み

※登録申込書は宮崎市埋蔵文化財センター(生目の杜遊古館内)でも配布しております。

## 2. 申込み受付

# ○令和6年3月25日(月)より

※登録開始日より前の申込みは受け付けておりません。申込書が郵送で3月25日以前に届いた場合は、令和6年4月1日受付として取り扱いますのでご注意ください。また、4月1日以降も随時受け付けております。

#### 3. 登録募集職種

○発掘作業員:埋蔵文化財発掘調査にかかる掘削、排土処理作業、その他調査に必要な作業 (土を運ぶなど屋外での作業のため、体力を必要とする業務です。)

○整理作業員:出土品の水洗、注記、復元、実測などの遺物整理作業、その他整理に必要な作業 (1mm単位での作業となるため、大変細かく正確性を求められる業務です。)

## 4. 応募資格

以下のいずれにも該当しない方

- ①禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ②宮崎市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

# 5. 選考内容

①申込受付後、登録申込書に基づいて面接を行います。面接の日時については文化財課から個別

にご連絡いたします。

②任用が生じた際に、文化財課内で選考を行います。

## 6. 名簿登載期間

登録日~令和8年3月31日(次回登録更新日は令和8年4月1日となります)

※期間内に登録の削除を希望する場合には、教育委員会文化財課までご連絡ください。

# 7、任用期間

任用期間は、原則1会計年度(4月1日から翌年3月31日まで)のうち**6ヶ月未満の期間の 範囲内で任用**します。具体的には、事業の内容により異なるため、任用前に調整し決定します。 なお、任用後1ヶ月は条件付採用期間です。

## 8. 雇用条件等

- ①原則、**週20時間未満**とし、**月12日程度**の勤務です。ただし、天候悪化等により担当者が就業中止を判断する場合があります。
- ②勤務日は原則として、祝日を除く月~金曜日で勤務時間が次の通りです。

発掘作業員:9時00分から16時30分まで(休憩時間は12時00分から13時00分の1時間) 整理作業員:9時00分から16時30分まで(休憩時間は12時00分から13時00分の1時間) ※ただし、事業の進捗状況により土日出勤が発生する場合があります。

- ③報酬は、
  - ○発掘作業員 時給1,100円(一月合計78時間勤務の場合、85,800円)
  - ○整理作業員 時給1,023円(一月合計78時間勤務の場合、79,794円)
- ④通勤手当は、通勤距離及び勤務日数に応じて支給されます。
- ⑤報酬は月末締めで翌月17日までに、登録された口座へ振り込みます。
- ⑥2か月を超える雇用の場合、年次有給休暇の制度があります。

#### 9. 社会保険等

社会保険、厚生年金、雇用保険には該当しません。

## 10. その他

- ①登録は名簿登載期間につき1回とします。雇用開始後、自己都合退職された方は、当該期間の 登録を削除し、当該期間内の再登録をご遠慮させていただきます。
- ②発掘作業員と整理作業員の両方に登録することはできません。 どちらか一方のみの登録となります。
- ③地方公務員法上の守秘義務等の服務に関する規定が適用されます。

## 11.申込書提出先及びお問合せ

〒880-2101 宮崎市跡江4200番地3

生目の杜遊古館内 宮崎市埋蔵文化財センター

TEL (0985) 47-8012

封筒に住所・宛名をご記入の上、「会計年度任用職員(発掘作業員・整理作業員)登録申込み」 と朱書きしてご郵送くださいますようお願い申し上げます。